

## 倫理 第33回「民主社会における人間の在り方 啓蒙思想とルソーの社会契約」

○今回のポイント

理性により専制を批判した啓蒙主義は、ルソーの一般意思による直接民主制を生んだ。

### 1. 啓蒙思想

・ [① 啓蒙 ] (enlightenment)

真理の光で世界を照らし、理性と合理的な知識にもとづいて世界を正しく再編しようという考え方。国家理論における社会契約説。法理論における自然権思想、宗教における理神論、宗教的寛容の主張などが挙げられる。



具体的には、「無知と迷信」(王権神授説)によって支えられている非合理的な専制君主制の打倒。

(1)[② モンテスキュー ](1689-1755) 『法の精神』

a.[③ 法の精神 ]…各国の法制度はそれぞれの精神(風土や習俗)と関係している。共和政の精神は美德、君主制の精神は名誉、そして専制の精神は恐怖である。

b.[④ 三権分立 ]…政治的自由を実現するためには、権力機構を分割すべきだという考え方。立法権・行政権・司法権が抑制と均衡の関係に立つ。

(2)[⑤ ヴォルテール ](1694-1788) 『哲学書簡』

a.専制への批判 ⇒宗教的寛容と言論の自由を主張。

b.[⑥ 理神論的立場 ]…神の存在を否定しないものの、奇蹟や啓示などを否定する合理的な信仰のこと。

(3)[⑦ デイドロ ](1713-1784) 『ダランベールの夢』

a.[⑧ 百科全書 ]…人類の知をすべて網羅的・体系的に集大成しようという知的プロジェクト。モンテスキュー、ヴォルテール、ルソーなども執筆している。

b.無神論・唯物論

[⑨ 唯物論 ]…精神や靈魂に実在の根本を求める唯心論や観念論に対し、**全ての実在を物質の力に帰す**考え。

☆補論☆ 「唯物論について」

#### ・理論的唯物論

→自然科学的唯物論…自然現象を一定の方法で研究して一般的法則を見いだそうとする科学。数学・物理学・天文学・化学・物理学・地学など。

→[⑩ 史的唯物論 ]…社会の生産量と生産関係の矛盾が社会発展の原動力であるとする考え方。歴史上の社会は生産様式の発展によって規定され、生産力の発展によって生産関係も変革され、この変革がやがて政治、経済、法律などの秩序をも変え、さらに文化の変化をも導く。

#### ・倫理的唯物論

→快樂主義…人生の目的を快樂に求める立場。個人的な快樂を求めたものとしてエピクロス派のアタラクシア(瞬間的・肉体的快樂ではない、永続的・精神的快樂である心の静けさ)が挙げられる。デモクリトスと同様に原子論の立場に立ち、死はアトム(原子)の離散に過ぎないので、死に煩わされる必要はないという[⑪ 原子論的唯物論 ]を展開した。

→[⑫ 功利主義 ]…行為の善悪の基準を、その行為が快樂や幸福をもたらすか否かに求める倫理学説。個人の幸福と社会の幸福を共に実現しようという点で、個人的な快樂主義とは区別される。

## 2. ルソーの社会契約

(1)ルソーの自然状態…平和。互いに自由・平等で、思いやり(あわれみ)により自己愛を規制し、信頼に結ばれた理想的なもの。

(2)現状の国家

・産業の発達と[13] 私有財産 ]制…富者と貧者の間に支配と服従の関係が発生。悪徳と不平等が社会に拡大

↓

・国家の成立…**私有財産制の無秩序状態を脱するため、契約が結ばれ国家が成立。**

だがこの国家は**富者が財産を守るために貧者を欺いて作った偽りの契約**であった。

↓

・社会はますます不平等・不合理なものに。

→「[14] 自然に帰れ ]」…社会契約によって、自然状態の自由・平等を回復せよ！！

(3)理想の国家…一般意思のもとに成立した国家。

a. [15] 特殊意志 ]…個人が私人として思考した利欲を優先する意志。この特殊意志の総和が全体意思。

例) 個人が私的利益のみ考えた結果、「税金は廃止」という全体意思が発動！！

→税金で賄われるインフラ(社会資本: 道路や水道、教育など) 整備や社会福祉(年金・介護・保険など)の財源が消え、弱者切捨て。結局、ほとんどの人は不幸に。

b. [16] 一般意思 ]…個人が公民として思考した共同体にとっての利益である「自由と平等を志向する共通の意志」。

↓ 誰もが自分の私的利益を棚上げして、社会の一員として、社会にとっての利益を考える。

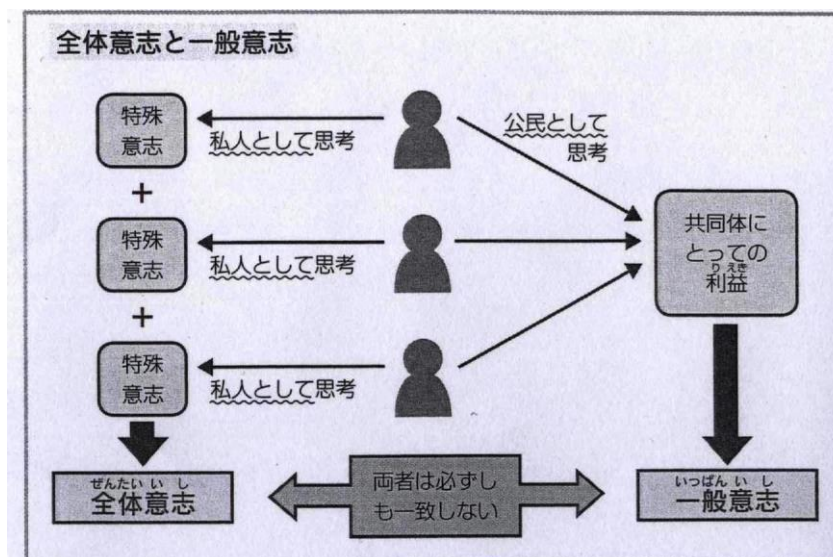
契約: 一般意思に従って、みずからの自由と権利を国家に譲渡。

↓

国家は一般意思を実現する。よって国家の主権は人民に属し([17] 国民主権 ])、政府や統治者は公僕。

↓

一般意思に従うかぎり、主権者としての人民は、国家によってその権利を保障される。



(4)[18] 直接民主制 ]

→国民が政治に直接参加し、政治を最終的に決定するという思想。一般意思は皆にとっての利益を皆で考えることによって導かれるものだから、党派のようなものは許されないし、人民の代表機関(議会)も認められないとして、ルソーは間接民主制を批判し、直接民主制を擁護。

→各人はかならず一般意思に服従しなければならない。